

流域治水の推進に向けた取組について

1 要旨・目的

本県において流域治水が進展している中、住民・事業者等の意識醸成や自治体等関係者における分野間の連携強化等の視点から、流域治水を加速するために取り組んでいく。

2 現状・背景

本県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、県内全水系において、流域における治水対策の全体像等を取りまとめた「流域治水プロジェクト」の策定・更新を行うとともに、江の川上流域及び本川流域においては、特定都市河川流域に指定し流域水害対策計画を策定するなど、流域治水を強力に推進している。

昨年度は、自治体関係者を対象とした「広島県流域治水シンポジウム」を開催し、学識者及び国土交通省からの講演や全国及び県内市町の取組事例の紹介とともに、アンケートの実施により、流域治水に関する認知度などについて課題を把握したところである。

また、国により設置された「流域治水の自分事化検討会」において、住民・事業者等も流域治水を理解し、行動につなげていく上で自分事と捉える必要があり、そのギャップを埋めるための施策の体系化と行動計画がとりまとめられた。

これらを踏まえ、流域治水のあるべき姿を目指して、流域のあらゆる関係者に対して具体的に働きかけていく必要がある。

流域関係者	当面目指すべき状態	あるべき姿
住民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の水害リスクや水害発生メカニズムを認識している ○ 流域治水の背景・必要性・意義を知っている ○ 具体的な対策の必要性や取組内容を理解している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨時に避難する人、避難を支援される人が増える ○ 流域治水に具体的に取り組んでいる、協力している
自治体・その他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の水害リスクや水害発生メカニズムを認識している ○ 具体的な対策の手法及び効果を理解している ○ 活用できる予算・制度などを知っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる関係者が流域治水に主体的に取り組んでいる

3 概要

(1) 対象者

流域関係者（住民・事業者等や自治体等関係者）

(2) 事業内容（実施内容）

当面目指すべき状態を踏まえ、3つの視点から5の取組を推進する。

視点		取組項目	
1	住民・事業者等の意識醸成	流域治水プロジェクトの更新・改良	
		水害リスク情報の充実・強化	
2	自治体等関係者における分野間の連携強化	流域治水シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体等 ➢ 住民・事業者等
		担当者レベル勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町毎 ➢ 協議会ブロック毎
3	法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践	特定都市河川流域の指定に向けた検討	

①流域治水プロジェクトの更新・改良 **継続**

流域における治水対策の必要性や具体的な内容等がわかりやすく伝わるよう、引き続き、流域治水プロジェクトの更新・改良を進める。

②水害リスク情報の充実・強化 **継続**

住民の主体的な避難行動を促すための、河川水位や監視カメラ画像等の洪水時におけるリアルタイム防災情報とともに、防災まちづくりにも活用してもらうための多段階浸水想定区域図等の土地の想定される浸水リスク情報など、引き続き、きめ細かな水害リスク情報の充実・強化を進める。

③流域治水シンポジウムの開催（対象：自治体等関係者・住民・事業者） **継続（対象拡大）**

流域治水に取り組む関係者を増やすため、対象を流域の住民・事業者等に拡大したシンポジウムを開催するなど、流域治水の意義や必要性について、関係者と連携し様々な媒体での効果的な広報等を実施する。

④担当者レベルの勉強会の開催（対象：自治体等関係者） **新規**

流域治水の意義や必要性、県内及び全国における取組事例や国における最新の予算・制度等について情報共有を行うため、自治体の担当者向けの勉強会を開催する。

⑤特定都市河川流域の指定に向けた検討 **継続**

法的枠組みを活用し流域治水の実効性を高めるため、引き続き、県内における特定都市河川流域の指定拡大に向けた候補河川の検討を進める。

(3) スケジュール

取組項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降	備考
①流域治水プロジェクトの更新・改良	→	→	→ 継続して更新・改良	流域治水協議会において公表
②水害リスク情報の充実・強化	→	→	→	河川監視カメラ 多段階浸水想定区域図 水害リスクライン 等
③流域治水シンポジウムの開催	● 住民・事業者等	●	→ 継続して開催	年1回開催予定
④担当者レベル勉強会の開催	→	→	→ 継続して開催	適宜開催
⑤特定都市河川流域の指定に向けた検討	→ 検討	→	→	令和6年度中に指定候補河川絞り込み

(流域治水に係る協議会等開催状況)

1級水系流域治水協議会 [5水系]	●	●	→ 継続して開催	年1回開催
2級水系流域治水協議会 [47水系(3ブロック)]	●	●	→ 継続して開催	年1回開催
特定都市河川 本川流域水害対策協議会 (竹原市)	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 (WGは随時開催)
特定都市河川 江の川流域水害対策協議会 (広島市・三次市・安芸高田市・北広島町)	●	●	→ 継続して開催	年1回開催 (WGは随時開催)

(4) 予算（補助事業・単県）

—

(5) 今後の対応

引き続き、河川・下水道管理者が主体となって行うハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるために、流域治水を強力に推進していく。

広島県は「流域治水」を強力に推進しています



近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、本県においても河川等の氾濫により甚大な浸水被害が発生しています。

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行っていく必要があります。



対策の3つの柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

3つの柱の対策を組み合わせ、総合的・多層的に水災害に備えます

流域における治水対策の全体像を住民へわかりやすく伝える

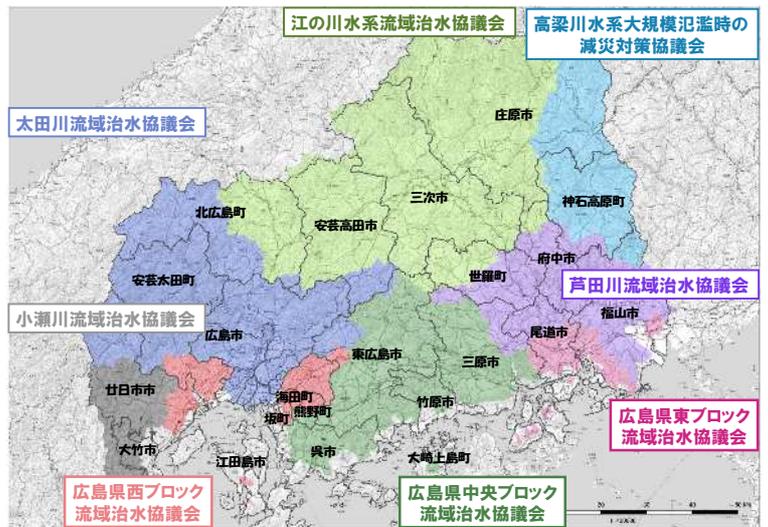


流域治水プロジェクトの策定・公表

▶ 流域治水協議会の設置

県内では、5つの一級水系と47の二級水系（3ブロック）で協議会を設置しています。

西ブロック		中央ブロック		東ブロック	
永慶寺川水系	尾崎川水系	二河川水系	本川水系	熱田川水系	羽原川水系
御手洗川水系	瀬野川水系	堺川水系	高田川水系	沖田川水系	新川水系
可愛川水系		大谷川水系	大長川水系	大正川水系	オ戸川水系
岡ノ下川水系		黒瀬川水系	原田川水系	重井川水系	山南川水系
八幡川水系		野呂川水系	原下川水系	倉崎川水系	本谷川水系
永田川水系		高野川水系	小原川水系	大河原川水系	手城川水系
小鹿野川水系		蛇道川水系	沼田川水系	粟原川水系	
田中川水系		三津大川水系	西野川水系	大田川水系	
総瀬川水系		木谷郷川水系	和久原川水系	藤井川水系	
矢野川水系		賀茂川水系		本郷川水系	



▶ 流域治水プロジェクトの策定・公表

本県では、令和3年度までに県内全ての水系で流域治水プロジェクトを策定し、各関係者による様々な取組の内容について、写真や図面等を用いて分かりやすく示す等、さらなる充実を図っていきます。



各取組を見える化

利水ダム等における事前放流の実施・体制構築

- 大雨が予想される場合に、あらかじめ発電取水によりダムの水位を下げることで、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保。

黒瀬川水系 二級ダム

- 二級ダムは、洪水調節機能を持たないが、あらかじめ発電により水位を下げ、利水容量の一部を治水に活用。
- 事前放流により確保できる容量（洪水調節可能容量）は、最大で9.3万m³

事前放流イメージ

浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化

- 50戸未満による開発許可に係る条例区域から浸水ハザードエリアを除外。

市街化調整区域

50戸未満による容積率・建ぺい率の緩和を抑制。

浸水想定区域図

事業効果

- ハザードマップの作成（平成28年度～）
- 正確な情報提供
- 市民への避難指示などの情報提供
- 河川監視カメラの設置（平成28年度～）
- 出前講座等を活用した防災教育、マイ・タイムラインの作成及び活用促進
- ハザードマップの作成・周知、出前講座等を通して、災害に合わせた適切な避難行動をとれることを目的とする。

事業効果

- ハザードマップの作成
- 正確な情報提供
- 市民への避難指示などの情報提供
- 河川監視カメラの設置
- 出前講座等を活用した防災教育
- マイ・タイムラインの作成及び活用促進
- 市民の防災意識の向上
- 市民の防災力向上を図る

ハザードマップ

- 正確な情報提供
- 市民への避難指示などの情報提供
- 自主防災活動の支援
- 市民の防災力向上を図る

河川監視情報の公開

VR教材（防災局）

ひろしまマイ・タイムライン

2 本川流域・江の川上流域を特定都市河川流域に指定

▶ 特定都市河川として指定した流域（河川）



江の川 特定都市河川流域
 河川区間：江の川水系江の川他 計43河川
 流域面積：670km²（三次市、安芸高田市、北広島町、広島市の各一部）

- ▶ 江の川・馬洗川・西城川の3川が合流し、人口資産が集積する三次盆地を形成
- ▶ 上流沿川は主に農地が多く点在
- ▶ 上流部では、R3.8豪雨により多治比川など支川合流部等で甚大な浸水被害が発生
- ▶ 中下流部（島根県）まで狭窄部地形が続き、狭窄部の解消困難

本川 特定都市河川流域
 河川区間：本川水系本川 計1河川
 流域面積：6.8km²（竹原市）

- ▶ 竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川
- ▶ 流域の平地部は既成市街地が広がっており、下流部左岸エリアには町並み保存地区
- ▶ 令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生

特定都市河川浸水被害対策法の改正を受け、平成30年豪雨や令和3年の豪雨等において甚大な被害が発生した本川流域及び江の川上流域を特定都市河川流域に指定し、法的枠組みのもと、流域治水を強力に推進していきます。

▶ 特定都市河川の指定により変わる事

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性を高める対策を講じていくことが可能となります。

ハード整備の加速化

- 河川整備や排水機場整備等の加速化
 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備を加速化

雨水流出の増加を抑制

- 既存の防災調整池の埋立て等を禁止
- 貯留機能保全区域の指定
 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け

流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備促進
 公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
 公共・民間による対策への税制優遇や国庫補助等の制度

水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
 開発規制や建築規制の措置により、被害対象を減少



● 流域内の次のような行為について広島県知事の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、流出する雨量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例



- 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可（対策）が必要となります
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置き場等にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

▶ 流域水害対策計画の策定

本川流域において、浸水被害対策を総合的に推進するための流域水害対策計画を令和5年3月31日に策定しました。

■ 流域水害対策協議会組織

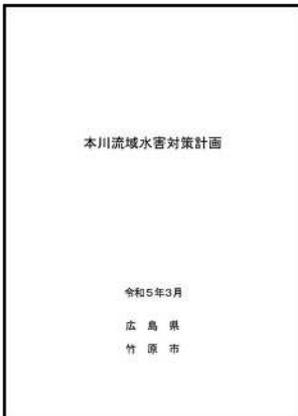
- 内田龍彦（広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授）
 今川朱美（広島工業大学工学部環境土木工学科 准教授）
 竹原市長
 自治会長
 広島県農林水産局長
 広島県土木建築局長（敬称略）

■ 策定までの経緯

- 令和4年7月25日 特定都市河川流域に指定
- 令和4年9月28日 流域水害対策協議会の設置・第1回協議会開催
- 令和5年1月25日 第2回協議会開催
- 令和5年3月16日 第3回協議会開催
- 令和5年3月31日 流域水害対策計画の策定

■ 特定都市河川（広島県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/tokuteitoshi-000.html>



本川流域水害対策計画の概要

（計画策定者）広島県、竹原市
 （基本方針）都市浸水の発生を防ぐべき目標とする降雨（計画対象降雨）を平成30年7月豪雨実績（24時間雨量296mm）と定め、河川整備により河川からの溢水・越水防止するとともに、雨水貯留施設の整備・排水ポンプの増設等により内水氾濫による床上浸水を防止する。
 ・浸水が想定される区域については、まちづくり計画等を考慮の上、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。
 ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組み、復旧を図る。

（計画の期間）
 ① 指定までの経過・対応のまとめ
 ② 浸水リスク対策
 ③ 流域水害対策計画（ハード整備）による効果
 ④ 流域水害対策計画（ソフト整備）による効果
 ⑤ 指定後の経過・対応のまとめ

① 指定までの経過・対応のまとめ
 ② 浸水リスク対策
 ③ 流域水害対策計画（ハード整備）による効果
 ④ 流域水害対策計画（ソフト整備）による効果
 ⑤ 指定後の経過・対応のまとめ



広島県 土木建築局 河川課
 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
 ☎ 082-513-3929

